

突然起くる地震に備えて

地震保険のおすすめ

あなたの火災保険に
「地震保険」は
ついていますか?
今すぐ、お手元の「火災保険証券」を
ご確認ください!

地震保険は、「地震・噴火・津波」を
原因とする火災・損壊・埋没・流失
による損害を補償します。

地震や噴火、津波などの災害にも万全の備えを!

- 火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）の損害は補償されません！
- 地震等による火災によって生じた損害だけでなく、発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません！

（注）火災保険では、地震等を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、あるいは家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上となった場合に限り、地震火災費用保険金としてご契約額の5%をお支払いします。
ただし、地震火災費用保険金は、火災保険の種類によって限度額が設定される場合がございます。

突然の災害に備えて準備は万全に！

火災保険 + 地震保険

（注）地震保険は、火災保険にご加入いただかなければご契約できません。

家財への地震保険も忘れずに！

地震等による損害は建物だけではありません。
生活に必要な家財への備えも万全に。
（注）家財への地震保険のご加入には、建物とは別に家財への火災保険のご加入が必要です。

中途付帯も可能。今すぐご加入を！

火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、現在ご加入いただいている火災保険のご契約期間の中途から地震保険にご加入いただけます。

地震保険で補償する事故

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払い
例



お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の際ににおける紛失または盗難による損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害など

お支払金額

建物・家財の損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて保険金をお支払いします。

損害の程度	認定の基準			お支払いする保険金の額
	建物	家財		
全損	建物の時価の 50%以上	建物の延べ床面積の 70%以上	家財全体の時価の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価が限度)
大半損	建物の時価の 40%以上 50%未満	建物の延べ床面積の 50%以上 70%未満	家財全体の時価の 60%以上 80%未満	地震保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小半損	建物の時価の 20%以上 40%未満	建物の延べ床面積の 20%以上 50%未満	家財全体の時価の 30%以上 60%未満	地震保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一部損	建物の時価の 3%以上 20%未満	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の 10%以上 30%未満	地震保険金額の 5% (時価の5%が限度)

(注1)時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた金額です。

(注2)お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆7,000億円*を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11兆7,000億円*の割合によって削減されることがあります。

*総支払限度額は、2020年8月現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

ご加入にあたって

ご契約の対象

居住用の建物……住居のみに使用される建物および併用住宅建物をいいます。

家財……………居住用の建物に収容されている家財(生活用動産)をいいます。ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含みません。

地震保険の保険金額

建物・家財ごとに火災保険のご契約金額の30%~50%に相当する額の範囲内で、地震保険のご契約金額を定めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

(注)家財のうち、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等の明記物件は地震保険の対象となりませんので、明記物件のご契約金額を合算する前の家財のご契約金額に基づき、地震保険のご契約金額を定めていただきます。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。

火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。

火災保険のご契約期間の中途からでも地震保険をご契約いただくことができます。ご希望される場合には、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

■地震保険とは

- 1.居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。
(専用店舗・事務所などの建物およびその建物に収容される動産は対象となりません。)
- 2.法律(「地震保険に関する法律」)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 3.皆様の保険料は準備金として国庫に積み立てられています。
- 4.地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。詳しくはパンフレットをご覧ください。

地震保険料控除について

▶ お支払いいただいた地震保険料が、その年の保険契約者の所得から控除されます。(2007年1月より)

控除対象額	
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)

(注)従前の損害保険料控除は2006年12月末で廃止となりました。ただし、2006年12月末以前始期の保険期間10年以上の積立型保険は、従前の損害保険料控除の対象となる場合があります。

このチラシは「地震保険」の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、火災保険のパンフレットをご覧ください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。なお、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先